電波適正利用推進員制度について

（参考資料）

「電波適正利用推進員」とは

1. 総務省が行う電波監視活動とあいまって、地域社会の特性を踏まえ、常日頃から草の根活動を通して、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するため、電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア。
2. 電波の適正利用に関するリテラシーの向上を図る一環として、平成9年度に制度を創設し、平成25年4月現在で695人体制(四国33人)で、周知啓発活動に重点を置いて活動を展開。

総務省

活動の運営管理等

電波適正利用推進員
（民間ボランティア）

混信等相談受付

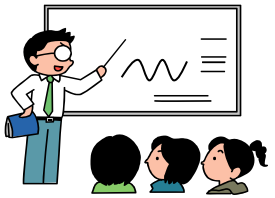

周知・啓発活動

協議会の
開催事務等

情報共有（協議会、周知・啓発活動）

全国協議会

北海道　青森県　岩手県　宮城県

協議会等各種会議

徳島県　香川県　愛媛県　高知県

電波適正利用推進員の主な活動実績

➢**周知啓発活動**

・電波の正しい利用の必要性について、地域の方々に理解を求めるため、周知啓発活動を実施。（年間：3,140件程度）

➢**混信等の相談**

・混信その他の無線局の運用を阻害する事象に関し、電波の利用者からの相談を受け、相談窓口の紹介をする等の助言を実施（年間：70件程度）

➢**総合通信局長への協力**

・不法無線局等情報の提供、インターネットショッピング・オークション調査（年間：230件程度）